

## 平成29年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年9月6日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

---

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事	務	局	長
川	野	辺	晴	庶	務	議	事
小	林	桂	樹	行	政	安	全
				議	会	事	務
				局	書	記	兼
							長

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[2番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○2番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。通告書を提出してありますので、それに沿って質問のほうを進めさせていただきたいと思いますが、提出後周りの住民の方からいろいろ追加の質問が入っておりますので、若干違うところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず最初に、災害対策についてということなのですが、開会の折に町長のご挨拶の中にもありましたとおり、去る8月29日の早朝、まさかと思ったのですが、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが作動しました。これは、北朝鮮によるミサイル発射時と日本の上空通過時の2回発令されました。

まず最初に、本町には、これはJアラートの受信機になるかと思うのですが、それに付随するエムネット、そういったものの整備について状況の確認をしたいと思います。課長、よろしく願いします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ご質問のハード的な面ということだと思いますけれども、Jアラートとエムネット、両方とも備えております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 町としては、そこで受けた情報をどのように住民のほうへ伝えていくかということが次の課題になるかと思うのですが、一般的には屋外にあります防災無線のスピーカーを通してやっているのかなと思います。その後、マスコミのほうで映像等が流れましたけれども、あれで大きな音で緊急を知らせるようなサイレンが出ている状況が流れておりました。予期せぬときに、ああいう大きな音で流れてくると非常にびっくりしますし、警戒感も募るのかなと思います。

内閣官房国民保護ポータルサイトというネット上のサイトですが、そこにはJアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用しというような文句があります。サイレンを流すのであれ

ば、そういったスピーカー等を使用するのがいいかなと思うのですけれども、板倉町のJアラートで受けた情報の伝達方法、現状どうなっているかお答えいただけますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 まず初めに、説明の前にJアラートそのものの概要についてお知らせしたいと思うのですけれども、議員もご承知かとは思いますが、Jアラートは国のほうの、特に消防庁の通信システムに、まず情報が入ります。そこから衛生とネットを使った流れの中で、中間的なものとして各自治体を持っている中継器、言葉は中継器とは言いませんけれども、中継器があります。その中継器を通して、今度は各自治体が住民の方に何らかの方法で情報を出すと。ですから、入り口と中間と出口というものがあるというふうに、まずご理解をお願いいたします。

今回ただいまのご質問は、その中間を過ぎて出口をどうするかということだと思います。今全国的には、一般的には防災行政無線ということで屋外スピーカー、電波を使って屋外スピーカーから情報を流すというのが一般的なものとなっております。ですから、その出口に何をを使うかというものは、各自治体によって違うかと思いますが、板倉町の場合、現在ですけれども、Jアラートの伝達方法につきましては、町の安心安全メールを使って流しております。これは、緊急情報の受信と同時に、自動で安心安全メールのほうへ配信する仕組みとなっております。ちなみに、現在町の安心安全メールの登録者数といたしましては2,156件の方が登録をなさっております。

また、安心安全メールのほかにも、町からは緊急エリアメールというものを使ってJアラートの情報を流すこともできますが、現在操作のほうをこれは行っておりません。というのは、二重になってしまうということがあります。どういうことかといいますと、町で流す情報と同じものが、国のほうから直接携帯電話会社を通じまして、緊急エリアメール等で流されるということがありますので、この前の29日もそのようなことで安心安全メールに入って、なおかつエリアメールからも入っていると、そういう二重のことがありますので、町としては省いているということでご了解をお願いいたします。

それと、その緊急エリアメールの関係をもうちょっと申し上げますと、伝達方法につきましては国の機関から、先ほど申しました消防庁のJアラート送信システム、こちらを使いまして大手の携帯電話会社、これ3社になります。NTTドコモ、それとau、それとソフトバンク、こちらにはYモバイルも入るかと思いますが、これらを通じて各社のエリアメール、緊急速報メールとして、対象となる地域に携帯電話を使って情報が配信されますということで、この前もそういうことで流れたかと思えます。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 現状、板倉町では安心安全メール、2,156名を対象に今回のJアラートの情報が発信されたということでよろしいかと思いますが、1万5,000人近くの住民がいる中で、この2,156という数字、全町民に対して情報を伝達すべきではないかという意見も出てくるかと思うのですけれども、そういった方向に関して、今現状で板倉町ではどのようにお考えなのでしょう。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 その辺は、大変難しい問題があると思っています。要するに出口として、どのようなハードを持ったらいのかということだと思います。

先ほども申しましたが、一般的には防災行政無線ということで屋外スピーカーなのですけれども、今の時点で考えると、難点があるということが各自治体のほうでも出ておりますので、現在私たちの行政安全の係の担当として検討しているものとしましては、そのほかにMCA無線、これは800メガヘルツの電波を使った移動通信なのですけれども、MCA無線、またはコミュニティーFM、近くですと栃木市が行っております。FMラジオを使った防災ラジオ、それと近隣で言いますと坂東市が既に導入しておりますけれども、280メガヘルツ、要するにポケットベルの周波数なのですけれども、これを使いました防災ラジオ、それと今度はインターネット通信を使いましたIP告知システムというものがあるのですが、大体これらの今申し上げた内容が検討する課題かなということで、調査のほうを進めております。

その中間的な結果といたしましては、280メガヘルツ、要するにポケットベルを使った防災ラジオが自動起動も行えるということも含めまして、現在の時点としては板倉町に導入するシステムに一番近いのかなということで、調査のほうをまとめつつあるところです。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今のところ第1候補が防災ラジオ、周波数が安定してつながりやすいという話かなと思うのですが、受け手側からすると、防災ラジオを準備する必要があるかと思うのです。その際1個当たりの値段なんか、あとはそれに対して自己負担で購入していただくのか、町のほうとして何らかの対策を打つかと、そこまでお話が出ているのかどうか分かりませんが、今のところどのようにお考えなのか、お答えいただければと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 こちらの今考えているラジオは、1台の示されている価格につきましては1万7,000円ということで調査のほうでは数字が出ております。ただ、この金額をどう負担するかについては、全体的にはかなりの費用もかかるということがありますので、今後負担については財政等、町のほう全体で検討しながら決めていきたいと思っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 毎戸受信機置いて徹底するという考え方、これは納得ができるのですが、ただ、町民のみでなくて、観光に訪れている方ですとか、あるいは駅からおりて道を歩いている方ですとかという部分について、これもやはり町で対応する必要があるのかなと。そうすると、やはり屋外に情報を流すシステムも必要なかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 災害の情報を伝えるに当たっては、1つの方法だけではなく幾つかの方法を組み合わせるというの、これがセオリー、それは十分了解しております。それを考えた場合に、例えば手取り早い屋外スピーカーということになりますと、どうしても町全体に装備するには億単位の費用がかかってしまいますので、それはちょっと難しいかなと。では、屋外に歩いている方といった場合は、先ほどのJア

ラートで説明しましたがけれども、町のJアラートの中間の機械を使ってエリアメールを発信することができますので、そちらで何とかカバーをしたいと、そういうふうに思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 メール受信も、今スマートフォンとそうでない、いわゆる一般のガラケーと言われる携帯の形がありまして、それで情報を受信する状況が若干違っているかなと思っています。Jアラート、消防庁から流れる情報も、スマートフォンであると受信しやすいですが、ガラケーだと、今回私の携帯電話にはJアラートのメールは来ていませんでしたので、手続が必要だったのかなと思っています。

Jアラートについては、今回のようなミサイルの対応のみでなくて、災害時ですとか、板倉町はそんなに心配ないのですが、津波の警報ですとかという部分でも併用されるというふうに伺っております。有事の際に町民に対して注意を喚起する方法としては、やはり全員に同じ情報が伝わるシステムというのを考えていただく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、9月に入りまして、9月1日が防災の日という設定になっております。各地で大規模な防災訓練が行われているのも、マスコミ等で報道されていることかと思ひます。また、1947年9月14日、15日にかけてのカスリーン台風の影響によりまして、本町の北海老瀬の渡良瀬の土手の決壊というのがあったというふうに聞いております。9月、町長の挨拶の中にもありましたけれども、やはり災害の多い台風を含めまして、これからしばらくそういう季節かなと思うのですが、地理的にも渡良瀬川、利根川の合流地点に近い部分で、土地もそんなに高くないという地理的な条件もありまして、水の災害に対して非常に神経質なところかなと思うのですが、板倉は町の排水施設といたしまして板倉川に2基、谷田川に1基、谷田川の渡良瀬方向に1基と谷田川の利根方向に2基の排水ができる排水施設があるのだと思ひます。調整池や田んぼなどで、ある程度治水能力も高い地域だと伺っておりますし、今まで何回か台風の影響もあったでしょうし、大雨の影響もあったのですが、これとって大きな、確かに部分的に田んぼが浮いてしまったとか、ハウスの中まで水が入ってしまったとかと、そういう小さい災害はあったと思うのですが、全町的に住民が移動するような災害が起きてこなかったのかなと思っています。ただ、今年に入りまして九州の地震を初めとして、やはり各地でゲリラ豪雨ですとか、線状降水帯という部分の新しい名称も出てきたのですが、そういったものの影響で、局地的な大雨ということで瞬間的に川が増水してあふれるというような災害が各地で、これも予想ができないような状態で起こっているわけです。

板倉も、先ほども申し上げましたように谷田川と板倉川という河川が入り込んでいますけれども、大体の目安でよろしいのですが、谷田川、板倉川について時間当たり何ミリぐらいになると危険度が上がるのかというようなデータがありましたら、ご報告いただければと思うのですが。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 議員のご質問の1時間当たりというお話だったのでありますが、それぞれの2本の川の計算をするに当たって、県とかそちらのほうの計算単位が時間とかにはなっていないのでちょっと違うのですが、その辺はご了解をお願いしたいと思います。

まず、板倉川についてなのですが、これはただいま群馬県が整備を進めている途中なのですが、現時点では計画2日間の雨量が150ミリで、現在進めている整備が終わった後は、完了後は203ミリとい

う計算ができています。

それと、もう一つの川、谷田川については、こちらの谷田川流域については群馬県から谷田川河川計画というものがつくられておまして、それは計画が1日の雨量ということになります。1日当たりということで、175ミリであるというふうには聞いております。ただ、以上の計画雨量にはなっておりますけれども、これは計算上の話でありまして、実際にどのような土地の状況、要するに湿っている場合に降ったのと、からからのところに降るのでは当然違ってきますので、その辺の雨の降り方の状況とか、また河川の水位の状況、これらに変化がありますので、十分注意しながら考える必要はあると思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 データによりますと、カスリーン台風で前橋で391ミリ、日光で467ミリの降雨によって利根川もさいたま側で決壊し、渡良瀬川も桐生あたりでも決壊をしているということで、今のデータからすると、データを超えるような雨量が、やはりこれも想定外ということになるのだと思いますけれども、起こる可能性があるのだろうと思っております。

板倉町に流れ込んでいる川、そのほかに大きな川で利根川と渡良瀬川というのはあるのですが、その水位が上がってくると、避難に対する注意だとか勧告だとか指示だとかというのが出てくるかと思うのですが、その参考となるというか、その判断の基点となる部分についてお話をいただけますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまの質問の内容につきましては、国のほうから各利根川、渡良瀬川の水位がどの辺になったら、勧告であるとか指示とか、そういうものを出すというのが決まっております。ここで示される単位がY P何メートルという単位になっておりますので、このY Pは何かということを初めに、簡単に説明いたしますと、利根川水系で使う水位の高さのことをいいます。具体的には、標高プラス約84センチです。ということで、例えば標高何メートルといった場合プラス84センチがY Pの高さというふうにご理解をお願いしたいと思います。

では、早速ですが、利根川の場合はどうなのかということですが、基点となる観測所が2カ所ございます。1つは、伊勢崎にあります八斗島、それと栗橋、その2カ所があります。八斗島のほうの水位ですが、氾濫危険水位につきましてはY P 50.032メートルとなります。同じく栗橋につきましてはY Pの19.570となります。

それと、それぞれの中で避難勧告発令はただいまのほうだったのですが、避難指示の場合は八斗島がY Pの50.512、また栗橋のほうはY Pの20.970になった場合には、越水するおそれがあるという避難指示の発令基準となっております。

それともう一本、今度は渡良瀬川のほうですが、こちらは2カ所、足利と古河があります。足利水位観測所の水位が氾濫危険水位である38.08、また古河につきましては同じく氾濫危険水位が20.846となります。それと、氾濫危険水位が20.846に達した場合が避難勧告を発生するというようになっております。

それともう一つ、避難指示につきましては、足利で39.22、古河でY Pの21.666になった場合に、越水するというので発令基準が示されております。

もう一つ、町内のほうで谷田川があるので、こちらは藤の木橋の観測所が基準となりまして、

氾濫危険水位としましては17.17メートル、またその水位に達したときに避難勧告が発令されるということになっております。

また、谷田川につきましては川が小さい影響もありまして、天板に達する時間はその後かなり早く訪れるのかなということになりますので、その時点で具体的な水位はありませんけれども、避難指示のほうの発令等も出していくことになるかと思っております。

いずれにしましても、洪水予報とかあった場合に、これらの水位に達していない場合でも急激な水の上昇があるような場合は、適宜発令のほうはさせてもらうことになると思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。

今は、見ようと思えばライブカメラ等で川の状況も確認できますし、この間の新聞発表ですと、谷田川のほうの藤の木橋付近にもカメラの設置が計画に入ったような報告がありました。また、これも新聞発表だったのですけれども、下五箇のほうですか、人工高台の避難施設の建設予定というのが新聞上で発表になっております。なかなか避難準備、避難勧告、避難指示というふうな基準はあるのですけれども、これも避難勧告、避難指示についても法的に拘束力はないというような部分があって、うちは大丈夫だろうというような方が多くいらっしゃる場合もあるのかなと。そのために、町も毎年のように避難訓練をやったり、2年に1度は大規模災害を想定した訓練をやっている状況だと思います。これを徹底して、有事の際に一人も被害者が出ないような、そういった方向でいろいろな面で対策を練っていただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、小学校の統廃合についてお話を伺いたと思います。小学校の統廃合については、平成25年から調査が開始されたと伺っております。27年12月、第1回再編準備委員会ということで、北小学校、南小学校の新規入学者の児童数が1桁を想定されるようなことを踏まえまして準備が始まったのかなと思うのですけれども、なかなかその準備の状況というのが、27年の第1回、第2回の報告がなされたのは29年3月でしたか、今のところ平成32年には4校を同時に2校に統合するという指針が示されているわけですが、あと3年ちょっとなのですけれども、今の進捗状況についてご説明いただければと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 小学校の再編の関係につきまして、進捗状況ということでご説明を申し上げます。

平成29年2月に開催されました第2回の再編準備委員会におきまして大幅に変更とさせていただき、平成30年の西小と北小、32年の東小と南小ということ、平成32年に同時に再編をさせていただくということに変更になりました。それと同時に、組織につきましてもスリム化ということで大幅に変更とさせていただきました。

現在は、その組織における学校運営部会にて各分野の協議を始める段階でございます。その前段といたしまして、運営部会の一部を構成し、通学について協議をする通学班、こちらにおきましてスクールバスについての協議をしているところでございます。既に北小学校から西小学校へというスクールバスのコースの素案というのは作成しておりましたけれども、新たに東小学校へ南小学校の子供たちを通学させるスクールバ

ス、これについてのコースの検討もさせていただき、あくまで素案でございますが、素案も作成させていただいております。これからその素案をもとに経費、あるいはバスの大きさ、停留所、運行時間、運行人数、そういうものをさらに、その班員と協議をしながら詰めていこうというところの段階でございます。

また、このほかにも体操着や学校施設、そういうものもその班員で協議を開始することでございます。その班員の班で協議した結果を運営部会、運営部会で協議した結果を第3回の準備委員会を開催するというところで進んでおります。

現在の進捗状況については以上のとおりです。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 以前お配りいただいたスケジュールについては、大体おおむね予定どおりということの認識でよろしいでしょうか。ということは、平成32年度については、今のところ計画的に32年に実施可能な状況にあるということの認識でよろしいですか。

ただ、当初、先ほど説明しましたように、北小学校、南小学校の1桁の子供たちを大規模にして、クラスがえ等、人的交流をしながらその環境を整えていくというのが当初の目的だったかなと思うのですが、南小の7人が平成31年に卒業して、対象になっていた北小の7人の学年が平成32年の4月に6年生になります。その環境を整えたとしても、北小の子供については1年間。後にも、32年の3年生にも7名というがあるので、これはまた違う話になってくるかと思うのですが、当初の想定からすると若干遅れぎみなのかなと思うのですが、平成28年12月に出された板倉町立小学校適正規模・適正配置基本計画の中で、将来的には小中一貫校を設置したい旨の記述がございます。将来的にそこを目指すのであれば、当初の目的と若干そぐわない部分も出てきているので、大きく変更をして、まだ3年、スクールバスの想定はできていますので、校舎は1個にして小学校1校という考え方はないのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、私のほうから当初の予定どおりというようなところの関係についてご説明を申し上げたいと思います。

初め、議員さんおっしゃるとおり平成27年度の入学児童というものは6名だった。それが、後から1名増えまして7名に実質なったというところで始まったのが、この再編のきっかけでございます。しかしながら、事務の滞りもあり、平成32年に再編が南と東と同時に北と西も一緒になったということでございます。そうすると、その当初27年入学の児童は、32年だともう既に6年生になってしまうというようなところのご質問かと思えます。ここのところの出生数とか見ますと、少子化というのは、これは否めないものがありまして、そういうものも鑑みますと、この予定どおり32年に再編を実施したいということで考えております。

小中一貫につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今局長のほうから話がありましたけれども、27年度生1年しかないというようなことでありますけれども、そもそもこのプロジェクトが上がったのは、その子たちを何とかしなくてはいけないというようなことから始まったわけです。そういう意味では、1年間ではありますけれども、やはり合同にな

った場合には50名のクラスになります。ということは、2クラスに分けて、いわゆる初めてこの子たち、男女2名ですけれども、48名を相手にした学年を組むというようなことで、そういう意味では非常に貴重な経験であるというふうに思いますし、その中で進学もできるというようなことで、私自身は1年間ではありま  
すけれども、このまま適正規模を求めて編成をしていきたいというふうに思っております。

それから、小中一貫の件ですけれども、これはやはり今小規模クラスでやっていますけれども、小学校で  
やっていること、それから中学校でやっていること、その連携をもっともっと深めていきたい。あわせて、  
中学校でやっている内容を早目にできるというようなことプラス、9年間の中で子供たちを成長させるとい  
うようなところ、いろんなものを経験させながら成長させるというようなことで、非常に私はいいいシステム  
であるかなと思っています。そういう意味では、それを前に据えて、それを目当てに頑張っていくというよ  
うなことで、その前にまず再編をやっていこうというようなことです。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 将来的には小中一貫校を念頭に置きながら、当座32年に4校を2校へというこ  
の認識でよろしいかなと思うのですが、ただ教育長、ちょっとお伺いしたいのですけれども、平成32年4月  
に新学習指導要領の完全実施の年度になるかなと思うのです。これも後出しじゃんけんの部分があるのだ  
すけれども、これを決定していることで、校舎の移動、生徒の移動、あるいは含めて新学習指導要領に対する  
教材研究、計画案の実施というような部分で、教員の皆さんの負担が非常に大きくなる年度になるのかなと  
心配するのですけれども、教育長どのようにお考えでしょう。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 ご指摘のように32年度は再編もあり、それから今の新指導要領も実施もあるようなこ  
で、先生方大変かなと思いますけれども、いつものことながら、この新指導要領という場合には先行実施と  
いうのがあります。つまり開始をする、実践する前の2年間、あるいは3年もそうですけれども、各学校で  
やってみようと試行的に実施をして、ふぐあい等を見つけようではないかというようなことです。したが  
いまして、それだけの経験をしますので、32年度急なことではありませんので、今からその部分につ  
いての準備をしていくというようなことでは、大丈夫かなと思っています。

そして、今回の指導要領の目玉は英語科であります。この英語科につきましても、もう既に27年度、28年  
度をかけて板倉町独自のテキスト、これを作成しました。去年は、クラス開放といいますか、実際の形式で  
英語をやってみました。非常にすばらしい成果を上げてきているなと思っています。そういう意味では、こ  
れからその部分の実践を含めて、指導要領改訂になっても何とかやっていると、対応できるのではない  
かというふうに思っています。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 教育長の報告のとおり、英語教育が入ったりとか、あとは道徳というのもまた新  
たに教科として入ってくるというように、ちょっと大きい変革の時期になるかなと思うのです。担当する教  
員については、やはり事前の研究という部分で時間を割かないと対応できないのかな。先ほど教育長の話に

もあったように、時間的に前倒して取り組んでいる部分も含めて対応できるだろうということですが、何かあるとやはり相手が子供ですので、ちょっとしたことで心理的に悩みを抱える部分があるかと心配をします。ぜひ教育長を含めまして、周りで環境を整えていきながら、スムーズに32年度の4月が迎えられる状況をつくっていただければと思っております。

最後に、これも後出しじゃんけんなのですが、今館林と板倉町で合併協議会というのが開催されておりますけれども、板倉町独自の小学校に関する事で言いますと、給食の調理に関しまして館林でありまして給食センターの配膳ということになるのですが、板倉町ですと自校方式で今給食を調理していると思うのですが、その辺のすり合わせ。

もう一つは、今年度から町長発議で給食の無料化というのが実施されております。館林はまだかなと思っておりますけれども、それが合併に際してどのように変わってくるのか。

もう一つ、給食に関して地産地消の考え方から、食材の会というのが協力体制に入っているのですが、そういったものも継続できるのかどうか。まだ協議に入っていない部分であるかと思っておりますけれども、方針としてどのようにお考えなのか、お答えいただければと思っております。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、給食の自校式ということのお答えをさせていただきたいと思っております。

給食の形態につきましてですが、これは第5回の幹事会において、具体的な調整について協議が行われております。館林においては第四小学校、大島地区ですか、そちらが自校式で、あとは給食センター方式ということになるかと思っております。ただ、今館林は新給食センターをつくっているところでございます。それが30年の2学期から、新しい給食センターで調理した給食が各学校に行くと。それに合わせて第四小学校も自校式をやめまして、給食センターからの配食になるというふう聞いております。

館林の新しい給食センター、こちらは全部で7,000食可能な給食センターだそうです。館林で1日に必要とする給食数が6,300、板倉で必要な給食が1,200ということになりますと7,500ということになって、超過をしてしまうということでございます。また、国が定める学校給食衛生管理基準、調理後2時間以内に配食というようなところも含めると、安全を確保することも勘案いたしますと、今までどおり板倉町については自校式でいかざるを得ないのかなというふうに思っております。それに伴いまして、先ほどの食材の会につきましても、続けていこうというふうには思っております。以上が自校式の給食の説明にさせていただきます。

また、給食の無料化ということでございますけれども、これは事務レベルでございますけれども、2回ばかり協議をさせていただいております。それぞれの違った試算とか、そういうのですと比べる材料にもなりませんので、まず義務教育課程、在籍する児童生徒、完全無料化による財政負担、あと半額無料化による財政負担、それと第2子及び第3子以降を無料または半額した場合のというようなところで、同じレベルで数字を出してみようというようなところで、2回ばかり協議をさせていただいております。そういうことで、試算の双方の情報というのは共有できたのですが、館林の方向性とする板倉町と同様に小中学校の完全無料化を実施するといった場合には、約3億円の予算が必要になってくるということでございます。そう

いうことから、現段階においては給食費の無料化の実施は非常に難しいということでございます。ただ、板倉町におきましては学校給食の無料化というのは、先ほど再編の中でも申し上げましたけれども、少子化、それと子育ての支援、要は保護者の経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境を町として整えるということも含めまして、無料化の対象ということを経営と協議をする中であると、いずれのやり方をとって板倉町サービスの低下となってしまいますので、現状のまま無料で行くという考え方を貫いていきたいと思っています。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。ぜひその方向でよろしくお願ひしたいと思います。小学校につきましては以上にいたします。ありがとうございます

時間も残り少ないので、3番目の休耕地・遊休農地の利活用についてという項目なのですが、ここにつきまして地元の方から幾つか質問をいただいていますので、時間の関係で内容が変わってしまいますが、その辺のところを伺いたしたいと思います。

何かといいますと、皆様も目についているかと思うのですが、今町が取り組んでいます28年、29年度継続の産地パワーアップの事業についてなのですが、これで東地区に内郷土地改良区という改良区があるのですが、そこに産地パワーアップの事業者の方がパイプハウスを建てているということなのですが、ただ、内郷土地改良区内の土地にもかかわらず、この内郷土地改良区に対しての申請ですとか報告はなかったということなのですが、これ内郷土地改良区というのはまだ解散していませんよね。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 内郷土地改良区につきましては現在も存続して、用水の維持管理を中心に事業のほうを展開しております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 それで、この産地パワーアップという事業なのですが、全国で事業費570億円という金額を投入して、国としても非常に力を入れた事業なのかなと。補助率も最高5割ということであってありまして、これ面積要件を踏まえましても、土地の有効活用の際に、含めまして有効な事業なのかなと考えております。ぜひ成功裏に終わっていただきたいという思いはあるのですが、板倉町の場合というか、これ野菜の生産者に対しては面積要件として5ヘクタールという要件がついているのかなと思うのですが、全体として数が今5.3ヘクタールですか、板倉町の取り組みが。今問題になっている土地が、これが大規模化の集積をかかっている、1枚で1町ぐらいの面積のところなのですが、地主さんは5筆入っていたと思うのです。気持ちからすると、この面積要件をクリアするのに、改めて集積をかけてやるのでは時間と手間もかかるし、申請に対して時間的な余裕があったのかないのかわかりませんが、そういったものを鑑みて、今まとまっている土地の有効活用を図られたのかなと思うのですが、これ内郷土地改良区の改良区事業も、あと大規模区画の集積の事業も、国の補助が入っている事業なのですが、そこに対して新たにそういう部分を、補助事業を行うことに対しては、何の問題もないのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その辺につきましては、過去に土地改良を実施しているわけなのですが、そのときには水田を目標とした集積をかけたのですが、現時点においてはその制限がなく、その部分を産地パワーアップの中で、畑地の利用で逆に農産物の収益性を上げていくということは問題はないということで、県のほうにも確認をとっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 土地の使用に関しては問題がないのだろうと。

それでは、土地改良区内に土地があるものですから、やはり役員さんのほうから何の相談もないし、そういう報告もなかったのだと。パイプハウスが建ち始めて、何だろうと思って聞いたら、そういうことだったのだということで、どうなっているのだという話なのですが、なぜ内郷土地改良区に対してそういったことをやらなかったのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その件に関しましては、地域の方からそういう事業があるということで、どうなのだろうというようなご相談を受けまして、内郷土地改良区の理事長さんには、そんな声もあるので、改良区としてそういう事業の内容を説明する必要はどうでしょうかということでお伺いを立てたところ、改良区の事業とは別のものだから必要ないでしょうというようなことをいただいて、改良区での説明につきましてはいったんは保留をしていたわけなのですが、先日別の案件で内郷土地改良区の理事会がありまして、その中でやはり関係する理事さんから、そういう説明がないというようなことで意見等も出ましたので、今月予定されています理事会の中で、改良区の理事会、会議とは別に、会議の開催の後に、その関係者を対象に産地パワーアップの概要ということで説明を実施したいということで、今準備のほうを進めているような状況です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 28年度も隣の圃場で事業が展開されて、そこは中間管理機構と手続をして貸借の契約が結ばれているのかなと思うのですが、29年度事業に対して、これも耳を疑ったのですが、何か契約書の取り交わしが行われていないような話を伺っているのですが、その辺の実情はいかがでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その辺につきましては、事業を開始する段階では、そこら辺の細かな契約がなされていなくても事業のほうはできまして、完了時にはきちんとした形でということで、要するに底地の地主さんと上の建物というか、ハウスの持ち主がかわってくると、逆に言うと補助金を投資して建てられたハウスの永続性というところで問題があるということで、今回の事業につきましては農協さんが仲介で産地パワーアップの取りまとめのほうを実施しております。それに合わせまして、農協さんが中間管理の調整役というような形の中で契約等やっておりますので、これは県とも相談した中で、中間管理を通じた契約をということで、農協さんのほうが交渉のほうをして、契約に向けて進めているということで伺っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これ実施要綱を見ますと、貸借については書面をもって契約書の取り交わしが必要であるというふうなうたいがあったかなと思うのです。これは申請の段階では、この契約書の作成というのは必要なかったということによろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 県のほうとの手続の中では、そのように伺っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 先ほどお話ししたように、事業費570億円、補助率5割ということで、町内で補助対象者、5割の補助を受けて事業を展開していて、ただ半分は自己負担で支払わなければいけないということで、書類を見ても多量な事業主で約3,000万円の自己負担が出てくるかと思うのですけれども、こういった場合一般の金融機関、あるいは指定の金融機関、自己資金のある方は問題ないのでしょうか、こういったところで借り受けて、これに当たる場合にはこういった方法で対処できるのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 実際資金繰りの関係については、細かく把握はしていないような状況なのですが、今回の産地パワーアップにつきましては、地元の企業さんが入っていきまして、そこに、要するに原材料としてとれた野菜を供給するというので、企業との連携の中で事業のほう展開しておりますので、それなりの企業のバックアップもあるのかなというふうには理解しております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 この資金についても、地元企業さんのバックアップが入っているということですか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 明確に入っているということではなく、バックアップがあるのではないかとこのことを私がちょっと個人的に思ったということで、確実にあるということではございません。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 それと、先ほどの契約に関してなのですが、もともと19年度から26年にかけては契約書はあって、それについてはそこで大規模区画の水田耕作が行われていた実績はございますが、今度行われる事業というのは水田耕作ではないですね、施設園芸という形になるわけなのですが、要するに土地の形が変わるといふか、建物が建つわけです。地主さんとして、水田耕作であれば貸せるけれども、建物が建つのはちょっと貸せないよというようなご意見も出てくる可能性もあるかなと思うのですけれども、今現在で事業が進行して、パイプハウス骨組みはもうでき上がった状態になっているかと思うのですけれども、万が一これから契約書で契約を取りつける際に、契約できませんよというようなことがあった場合には、どのようになるのですか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 いずれにしても、その辺も過去にそのようなお話もありまして、施工されている地区の実施されている施主の方にもその旨お話をし、その方のお話ですと、一応口頭ですけれども、関係者の方にご説明をしたということで伺っております。その約束の中でご本人がやられていることですので、その後きちんとした契約を結ぶということで今農協さんが入って動いていて、その後その内容が変わってきたとすると、その部分はその方の自己責任の部分になってくるのかなと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 先ほどあった圃場の事業主さん、課長もおっしゃったように若干高齢である状態、70を超えている状態にあるわけですが、これは企業の経営実績としては、補助事業自体は28年、29年で実施されますけれども、その経過というのは翌々年ですから、最低でも3年ぐらい見なければいけないわけです。継続的に大体何年ぐらいを見越して申請書のほうは作成してあるのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 目標年次が31年です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 31年というのは、期間ではなくて平成31年度ということでよろしいでしょうか。

「はい」と言う人あり]

○2番 針ヶ谷稔也議員 では、それを過ぎると何の縛りもなくなってしまうのですか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その目標年次で、その時点までに目標を達成するということでして、それとパイプハウスの耐用年数について、ちょっと私のほう細かな年数頭に入っていなかったのも、恐縮なわけですけれども、当然補助事業ですから、補助を投下して施設をつくって、その耐用年数は当然ありますので、その耐用年数の間はそういった制限のほうは入ってきます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 一応5年以上の記述があったかなと思うのです。耐用年数5年以上の材料を使いなさいというような記述があったかと思うのですけれども、最低5年は国のほうも考えているのかなと。個人事業主さんも入っているわけですが、万が一のことがあって、その事業主さんが実施できなかった場合に、貸借で契約をしてある農地というのはどのようになるのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その辺につきましては、先ほどちょっとご説明いたしました今農協さんを中心に中間管理を推進してということで、中間管理ですと基本10年間の貸借契約を中間管理機構と結びまして、貸し主さんは10年間安定して中間管理に貸せるよというような形になります。ですから、仮に今のやられている方が途中でリタイアしても、10年間は中間管理がその土地の権利を有しているわけですから、次の耕作者を探すということは、また中間管理の仕事としてありますので、基本10年間は土地の有効活用が担保さ

れるというのが、今回進めている中間管理の活用という部分でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 もう時間が来るかと思うのですけれども、今回の事業、生産品目を見ましても6次産業化を含めて、具体的に言うと富士食品さんを絡めて振興されているのかなと思うのですけれども、この10年間の補償の中で、今28年、29年で取り組む個人的な事業主さんがかわるとすると、やはり富士食品さんとの契約というのを結ばなければいけないという考え方でよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その辺につきましては、最終的には土地を借り上げている中間管理が、今現在の方は富士食品さんとの関係もあって、その方がたまたまりタイアされて次を中間管理が探したときに、新たな人が違う目的でそれを利用されれば富士食品の制限はなくなってくると思いますし、あとは富士食品があるということの中で、同じものをつくって富士食品に納品したいというような考えの方が借りれば、それは当然富士食品との継続的なそういうつながりというのはできてくるのかなと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 まとめます。

予算決算の報告を見ていまして、農業者に対する補助事業については、以前に比べまして積極的に情報提供していただきまして、それを利用する農業者、青年部を含めまして増えている傾向にあるのかなと思います。

遊休地、休耕地の利活用については、板倉町の抱える大きな課題の一つかなと思いますので、いろいろな方面から情報を集めていただいて、有効な手だてというのは、これは今後も継続して打っていただきたいし、補助事業についても継続的に情報提供、よろしくお願ひしたいと思うのです。

ただ、こういうふうにはせつかくいい結果を得るためにやっている事業に対して、周りの住民からやはり苦情ではないのですけれども、もともとはハウスの中に虫が入ったということから始まって話が大きくなってきているわけですが、そういった部分についても、細かいことですが、気を配っていただきながら事業のほうが発展できて、板倉の農業が主幹産業としてこれからも継続できるようにご配慮いただければありがたいかなと思いますので、本日はどうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○青木秀夫議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了しました。

---

○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 引き続き日程第2、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第4、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3議案を一括議題といたします。この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経

過及び結果の報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 昨日審議をされました補正予算審査結果についてご報告を申し上げます。

それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3議案であり、昨日本会議の終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に

対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、明日7日は産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行い、8日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟んで、11日から13日までの3日間は予算決算常任委員会を開催し、平成28年度の各会計の決算審査を行います。

14日は休会とし、最終日の15日には平成28年度各会計の決算認定及び陳情案件の審議決定、事務事業評価結果の報告、閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時12分)